

産業建設常任委員会会議録

[平成24年 6月19日開催]

南あわじ市議会

産業建設常任委員会会議録

日 時 平成24年 6月19日
午前10時00分 開会
午前10時27分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7名）

委 員 長	砂 田 杲 洋
副 委 員 長	谷 口 博 文
委 員	出 田 裕 重
委 員	阿 部 計 一
委 員	印 部 久 信
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	長 船 吉 博

欠席委員

議 長	楠 和 廣
-----	-------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
農 業 振 興 部 長	松 下 修
農 業 振 興 部 次 長	神 田 拓 治
農 業 振 興 部 農 林 振 興 課 長	松 本 安 民
農 業 振 興 部 農 地 整 備 課 長	喜 田 展 弘

農業振興部地籍調査課長
農業振興部農業共済課長

和田昌治
宮崎須次

Ⅱ. 会議に付した事件

- | | |
|--------------------------------------|----|
| 1. 付託案件 | 4 |
| ① 議案第55号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について | 4 |
| 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について | 8 |
| 3. その他 | 10 |

Ⅲ. 会議録

産業建設常任委員会

平成24年 6月19日(火)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午前10時27分)

○砂田杲洋委員長 おはようございます。大型台風が近づいておる中の委員会開催でございますが、本日は担当部局のみ、関係ある部局のみの出席となっておりますので、よろしく申し上げます。

それとまた、きょうは当委員会に付託された案件1件のみの審査ということで、その他等については後日また改めて委員会を開催して行いたいと思います。

執行部、何かありますか。

市長。

○市長(中田勝久) おはようございます。きょうは、産業建設常任委員会に付託をお願いいたしました案件、議案第55号が審査を願うところでございますが、適切妥当な御決定をお願いいたしたいと思います。

もう、既に皆さん御案内のとおり、台風が、今、日本直撃というような状況になっております。それで、私ども9時にその災害対策本部立ち上げをいたしました。先ほど、県のほうからのメールも入っておりますが、9時51分、ほとんど県下全域で大雨洪水暴風波浪警報ということでございます。何とか、そう心配のない形で過ぎ去っていただければと思う次第でございます。

実は、きのう全農の兵庫県の担当者であります、今私ちょうど農作物改良協議会、淡路の会長をせえということで、県のほうの副会長もさせていただいてるんですが、やはりなかなかこの仕事はすなわち米の品種の種子を優良品種をつくる、麦も大豆等々もあるんですが、お話してたらなかなか高齢化になってきて、今までのように種子のいいものを生産する状況が少し心配になってきているということで、それぞれの組合なり全体で、今後のそういう考え方も具体的にせないかん時期が来ましたというような報告を受けました。まさに、日本の農業、後継者の問題等々があるわけですが、特にまたTPPの問題等がございます。きょうは、農業共済の関係の御討議でございますが、また先生方のいろいろ適切な御意見も賜りまして、南あわじ市は農業がいちばんの基幹産業ということを、皆さんと同じような気持ちで取り組んでおります。適切妥当なお願いをする次第です。

あとまた、ちょっと公務入ってますんで、中座させていただきます。

○砂田杲洋委員長 議案第55号につきましては、本会議で提案理由の説明を受けておりますので、提案理由の説明は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○砂田杲洋委員長 はい、それではそのようにさせていただきます。

1. 付託案件

① 議案第55号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について

○砂田杲洋委員長 それでは、議案第55号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について、質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 これ、担当課にお伺いしたいんですが、ちょっとこの55号の条例読んでみても、なかなかちょっとこの文言だけで頭の中で整理しにくいんですね。ちょっと、これ具体的に事例挙げて説明してくれる。どうもわかりにくい。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長(宮崎須次) 御説明させていただきます。

まず、農作物共済におきまして、職権による引き受けを行った場合の取り扱いが変更となっております。つまり、水稻における当然加入の対象の農家に対し、単位当たりの共済金額を最高額で引き受けておりますが、申し出をしなかった場合にも職権により引き受けをしなければならないということです。

その場合には、共済金が滞納となる可能性があるため、最低金額で引き受けることとなっております。この中には、米粉用米とか飼料用米も含んでおります。

また麦については、共済目的の種類等で、麦1類から5類ごとの別々の引き受け方式を選択することができるとなっております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 まずこれやけど、課長。これは、今言いよった25やの。共済の場合は、10アール以上が共済の加入しなければならない、25アール以上は当然加入であったかな、これは。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 10アールから25アールまでは任意加入になっております。それで、25アール以上が当然加入になっております。必ず入るということです。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 それで課長、これ今言いよったように、当然加入で未加入という農家は、水稻作物農家というのは南あわじ市でもありますか。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 今のところはないです。ないのですけども、こういう形の中で設けているということになります。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、この条例については当市はあえて議論せえでも、今、南あわじ市の場合は25アールの当然加入はすべて行われとるということで、条例としてはあるけれども、余り議論する意味がないわけやな。南あわじ市は、25アール以上の当然加入は皆入っとんのな。わかりました。

そんなら、ちょっと次。家畜のほうをちょっとお話。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 続いて、家畜共済においてなんですけども、これは追加規定によるものでございまして、従来、権利義務を承継した譲り受け人は、乳房炎などの疾病において、譲り受け人のところで発生したことが明かなものだけが廃用の対象となっておりました。それで、譲り渡し人のところで発生していたものは対象にはなりません。今回、同一市内での権利義務の承継については、譲り渡し人のところで共済責任が開始したものについて、共済責任は途切れることなく譲り受け人に継続されるので、廃用の対象になるということです。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、今の説明では、牛を譲渡するのはそれでええねんけど、例えば

20頭、30頭の飼育農家が1頭だれかに売った、その1頭だれかに売ったという牛は、その売ったところのほうで共済がまるっぽ継承できるんか。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） これは、包括共済になっておりますので、農家ごと、農家から農家という形になっております。ですんで、これは廃業になった人が対象になっております。要するに、廃業になって次の譲り受け人のところへ譲り受けるという形で、農家から農家という形になっております。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなってきた場合、農家から農家ということになってきた場合、部分的な譲渡でなしに全体的な譲渡か。農家ごと農家ごとの、A農家からB農家へいった場合、A農家の共済がそのままついていくということか。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） そのとおりでございます。

○砂田杲洋委員長 その他、質疑ございませんか。
農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） もう1つあるんですけども、家畜共済においてですけども、またその共済金の支払いの請求のことなんですけども、その点もありますので報告させていただきます。

それが、共済金の支払いの請求についてですが、共済金の責任の始まった日から2週間以内に共済事故が生じたときは、請求ができないということになっておりますが、今回先ほどの同一市内での権利義務承継については、譲り渡し人のところで共済責任が開始したとみなされるものについては、途切れることなく譲り受け人に継続されるということで、2週間待たずに共済金の請求ができるということです。

ただし、共済事故が生じた場合は、生じた日の前日から起算して、2週間以上譲り渡し人か譲り受け人のどちらかが共済に加入していることが条件になっているということでございます。

○砂田杲洋委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということはあれか、今回の条例改正は、農家から農家への牛の移動になった場合は、今まで2週間の待機期間があったんが、待機期間が今度は免除されるということになって、加入農家にとったら有利になったということか。

○砂田杲洋委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） そのとおりで、緩和されてるということになります。

○砂田杲洋委員長 ほかに、質疑ございませんか。
質疑がないようでございますので、これより採決を行いたいと思います。
御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○砂田杲洋委員長 異議がございませんので、これより採決します。
議案第55号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○砂田杲洋委員長 挙手多数でございます。
よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。
それでは、お諮りします。
6月21日の本会議における委員長の報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

（「委員長に一任」の声あり）

○砂田杲洋委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○砂田杲洋委員長 それでは、次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と

します。

お手元に配付の、閉会中審査調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○砂田杲洋委員長 異議がございませんので、議長に申し出ることにします。

執行部から何か報告があったら。

農林振興課長。

○農林振興課長(松本安民) きのうの新聞で、もう議員さん諸兄の方御存じかと思うんですが、淡路島たまねぎの関係で、品質表示のことが県の警察のほうで立件に向けてということで、神戸新聞の三面記事に出ておりました。また、テレビでもお昼のニュース等で報道されたということで、そのことについて担当課のほうから御報告させていただきます。

去年の10月17日に、もう県のほうで、不適切なたまねぎの表示ということで記者発表させていただいた時点で、この情報については県警のほうに情報を提供しております。その関係で、10月25日に品質表示にかかる注意喚起文章と研修会等で、関係業者並びに各JA、それから各市の職員が寄って、淡路農業技術センターで研修会を行っております。

そしてまた、11月17日には、改善報告が業者のほうから出されまして、その改善報告に基づいて、12月20日に兵庫県のほうが在庫等から改善内容についての現地確認を行い、その時点では適切な表示が行われていたので、この時点で兵庫県のほうはJAS法による調査関係を終了しております。

その後につきましては、兵庫県のほうではここまですべて把握しているということで、警察のほうにつきましては、調査の時点で今のところ新聞以上の情報はつかんでおりません。

そして、今後の対応につきましては、きのう午後よりJA、それから兵庫県玉葱協会、兵庫県の担当者、それから各市の担当者、そしてまた普及センター等関係者が寄りまして、今後の対応について協議をいたしましたので御報告させていただきます。

当然、新聞記事により、淡路島たまねぎに対する信頼が非常に失われる懸念があり、早急に対応していこうということで、地域商標登録を取り、淡路島たまねぎの品質管理については、現状非常に安全・安心への取り組みをより厳しく行っているということを早期にまとめ、できるだけ早く報道機関等へのその管理体制の状況を流していく。

また、今後の報道機関への対応につきましては、兵庫県玉葱協会を統一の窓口としまして、例えばJA、市役所、県普及センター、全農兵庫に問い合わせがございましたら、兵

兵庫県玉葱協会を通じて報道への対応をしていくということで、情報の統一化を図って、間違った情報の流れることのないようにしていきたいと思っております。

また、協会などへの各種団体に加入をしていない業者に対しては、兵庫県のほうにJAS法に基づく立ち入り調査を是非とも行っていただきたいという要望を強くしています。それで、県のほうも、JAS法に基づく立ち入り調査については持ち帰って検討しますということで、今後市としましても、兵庫県のほうにはJAS法の関係により、そういう調査を是非とも強く要望していきたいなと思っております。

以上、3点で、今後の対応をしながら、せっかく確立をしております淡路島たまねぎのブランドを、より強く守っていきたいなと思っております。

以上でございます。

○砂田杲洋委員長　　本日は台風ということで、55号議案の審議のみとなっておりますが、今、農業振興課長よりたまねぎの偽装問題について発言がありましたので、できるだけ手短かに質疑をしてください。

質疑ございませんか。よろしいですか。

それでは質疑を終わります。

それでは、このあと委員のみで検討したいことがありますので、執行部は御退席をお願いします。

3. その他

○砂田杲洋委員長　　それでは次に、出田委員より「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書について提案がございます。

資料がありますので、配付をお願いします。

(資 料 配 付)

○砂田杲洋委員長　　資料配付ができたようでございます。

では、出田委員、説明をお願いします。

○出田裕重委員　　すみません、忙しい中時間をとっていただきましてありがとうございます。

今、配付をさせていただいてるんですが、一応、意見書案ということで、提出先ちょっと国土交通大臣名抜けてますけども、5大臣ということで、案をちょっとポイントだけ述べさせていただきます。

市内にも、御存じのとおり700ぐらいの橋梁があるようでございまして、それぞれの橋齢が40年、50年に近づいてきているということで、今、市内では点検までは済んでいるんですけども、東南海・南海地震の発生も予想される中で、防災力の向上と機能の向上、それからデフレ対策、雇用対策ということで、集中的に国のほうで、そういったインフラ整備を是非財政出動していただきたいなということでまとめさせていただきました。

要望事項としては、早急に維持更新、公共投資を集中的に行っていただきたいということ。それから2点目として、ライフラインの無電柱化と共同溝化ですか、書かしていただいています。3点目として、南あわじ市としても、防災機能の強化をどこよりも早く県内では進めなければいけないと思っておりますので、こういう表記をさせていただいております。

委員会として提出できればありがたいなと思って、提案をさせていただきました。
以上です。

○砂田杲洋委員長 ありがとうございました。

それでは、意見書について何か御意見ございませんか。

長船委員。

○長船吉博委員 悪くはないんです、しかしこのガスの共同溝化、南あわじ市はガスはないわけよね。そやからこれ見たら、何や他市かだれかが出したやつのパチリやないかと思われるんで、やはり南あわじ市としての部分を意見書として出すべきやと僕は思うんですけど。いかがですか。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 そのとおりであると思います。修正して出させていただきたいと思
います。

○砂田杲洋委員長 ほかに、御意見。
阿部委員。

○阿部計一委員 これは何け、出田委員からけ。

○砂田杲洋委員長 出田委員。

○出田裕重委員 委員会に提案をさせていただいて、委員会として提出できればという

ことです。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、もうこれは、もちろん該当するものもようけあるしやけど、これは国のほうへも言わんなんけども、委員会として常にこういうことは審議もしよるし、あえてこんなん国のほうへ出す必要はないん違うけ。

○砂田杲洋委員長 出田委員、どうですか。そういう意見です。
阿部委員。

○阿部計一委員 これは、我々所管のことねんかな。これは、一議員が提案してどうこうやいう問題でなし、我々議員活動でやるべきであって、例えば道路や橋梁やいうのは、これは我々も今言いよるけどやな、それは市でやらんなんやつもあるしね。私はそない思いますけど。

○砂田杲洋委員長 その点について、出田委員どうですか。

○出田裕重委員 市でやるのももちろんありますけども、国がもっと後押しと。国策としてやっていただきたいなということでの国への意見書として、御協力いただきたいなと思っております。

○砂田杲洋委員長 長船委員。

○長船吉博委員 やっぱり、この2番の電気、水道、通信、無電柱とか全部地中に埋める、そういうのは今後、未来必要やと思うんです。これは、もう当市でやれるような財源はあれへんので、国しかないんで、やはりそういう面において、国にやっぱり要望する必要は僕はあるんじゃないかという思いがしております。先ほど、このガスだけはないんで、プロパンなんで、これは外すべきやというふうなことの思いで言わせてもうたんです。

○砂田杲洋委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それは、一議員がそういうふうな委員会に同意を得て出すということにはあえて反対というんじゃないけども、こういうことは首長が進んで恐らくこれはやってるだろうと思うし、それ以上に産建からこういうことを出すというのは私はいかがなも

んかなと思います。首長がやるべき問題であるし、恐らくそういうことはやってると思いますけどもね。

○砂田杲洋委員長 ほかに、御意見ございませんか。
谷口副委員長。

○谷口博文副委員長 私は、国の直轄事業として、デフレ対策で当然国の事業としてやっていただきたいという思いがありますんで、この辺は提出先、この委員会から提出していただきたいという思いがありますんで、よろしくをお願いします。

○砂田杲洋委員長 出田委員、これは当委員会の発委ということでいいんですか。
はい、長船委員。

○長船吉博委員 やはり、これ一つの委員会活動としての委員会の今後の充実、委員会をより充実を図るためにも、こういうのも一ついいのではないかという、僕は思いがあります。

○砂田杲洋委員長 ほかに、ありませんか。よろしいですか。
それでは、当委員会で「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書についての発委を行うことについて、御異議ございませんか。
賛成の方は挙手。

(挙 手 多 数)

○砂田杲洋委員長 はい。それでは、当委員会からの発委を行うことといたします。
ほかに。
事務局。

○議会事務局課長（垣 光弘） 産業振興部から行事予定表が来ていますので配付させていただきます。

○砂田杲洋委員長 配ってください。

(資 料 配 付)

○砂田杲洋委員長

それでは、本日はこれにて当委員会を閉会したいと思います。

(閉会 午前10時27分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年6月19日

南あわじ市議会産業建設常任委員会

委員長 砂 田 杲 洋